⑦ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ enterprise have qualification of ISO 9001

⑨ The enterprise which passed prior documents examination

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 17 April, 2014

⑻ Contact point for the notice: Takahiro Nakazawa accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4―2―1, Kudankita, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 102―8575 TEL 03―5212―8214

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月17日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長　仲程　倫由

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　平成25年度宮古伊良部農業水利事業　仲原地下ダム（左岸端部）工事（※電子入札対象案件）

⑶ 工事場所　沖縄県宮古島市城辺字友利地内

⑷ 工事内容

① 止水壁延長：L＝213.3m
施工始点：測点№.0＋27.15
施工終点：測点№.4＋41.35
施工面積：A＝6,591㎡
締切面積：A＝2,158㎡

② 仮設工：一式

⑸ 工期　契約締結日から平成27年3月13日まで（325日間）

⑹ 使用する主要な資機材　生コンクリート、セメント（普通ポルトランドセメント）、調整スラブ、ベントナイト、フライアッシュ

⑺ 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準A―Ⅰ型（品質向上重視型））のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑼ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認並びに入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている2者又は3者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶ 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、特定ＪＶの代表者は農林土木工事「A等級」に認定されている者であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、農林土木工事「B等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 施工実績　平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は2社の場合、出資比率が30%以上、3社の場合、20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

特定ＪＶの代表者は、次に掲げる①の同種工事の実績を有すること。また、特定ＪＶの代表者、構成員のいずれかが②の実績を有していること。

① 原位置攪拌工法による止水壁、土留壁等において柱列式地下連続壁（以下「止水壁工事」という。）の施工実績を有すること。

② 「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成6年10月20日沖縄県条例36号）に基づく赤土等流出防止対策の施工実績又は同等の施工実績を有すること。

なお、上記①、②は同一工事である必要はない。

⑹ 配置予定技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

ア 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

イ 建設業法第15条第2号で定められている者のうち1級土木施工管理技士以外の者。

② 平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した上記⑸の①に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 特定ＪＶの代表者は配置予定技術者が上記⑸の①の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。

⑺ 技術提案が適正であること。

技術提案の提出に当たっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。

⑻ 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 上記1の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（平成25年12月16日付け府会第1226号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、農林水産省及び内閣府所管に係る公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。